\circ	\bigcirc
外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)
年法律	沙
第七	:
十一	•
号)	•
抄	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
5	1

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)

(傍線の部分は改正部分)

で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。
用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であって、当区間において新たに他の者が鉄道事業に係る路線の全部又は一部の始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体が項において「建設線」という。)の全部又は一部の区間の営業の開項において「建設線」という。)の全部又は一部の区間の営業の開

二·三 (略)

に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設。以下この号において同じ。)の速やかな建設を図るため、中央新年線(平成二十三年五月二十六日に全国新幹線鉄道整備法

五・六(略)

2~5 (略)

令で定める。 6 第一項第四号の規定による貸付金の貸付けに関し必要な事項は、政

8 第一項第五号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令受けた事業について行うものとする。 第一項第五号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を

7

で定める。

一·三 (略)

(新設)

四•五 (略)

2~5 (略)

(新設)

受けた事業について行うものとする。 第一項第四号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を

第一項第四号の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、

政令

帯する業務」とあるのは「附則第十一条第一項第三号の業務並びにころの業務並びにこれらに附帯する業務」と、同項第三号中「これに附第十一条第一項第二号の業務並びに同条第三項」とあるのは「第六号までの業務及び附則第十一条第一項第一号の業務並びに」と、「同条第三項」とあるのは「第十三条第三項」とあるのは「第十三条第三項」とあるのは「第十三条第三項」とあるのは「第十三条第三項」とあるのは「第十三条第三項」とあるのは「第十三条第三項」との業務が行われる場合には、第十七条第一項第一号中「第六号までの業務」とあるのは「附則第十一条第一項第一号中「第六号までの業務」とあるのは「附則第十一条第一項第三号の業務並びに入び第一項第一号中「第六号までの業務」と、同項第二号中「これに附別第一条第一項第一号中「第六号までの業務」と、同項第二号中「第六号をび第一項第一号中「第六号をび第一号を対している。

るのは 定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第 する場合を含む。 務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十九条中「第十一条」とあ 第一号中「業務」とあるのは「業務並びに附則第十一条第一項第一号附帯する業務並びに附則第十一条第三項の業務」と、第十九条第一項 び第五号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有する 項第四号中 する業務」と、 有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業 から第四号までの業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を ものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに 「第十三条、 一条第一項第三号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、 「第十一条 第八号及び第九号」とする。 「業務」とあるのは「業務、 附則第十一条第一項及び第三項並びに同条第五項の規 同項第三号中「これに附帯する業務」とあるの) と、 (附則第十一条第九項の規定により読み替えて適用 第三十一条第二号中「第十三条」とあるの 附則第十一条第一 一項第四 は] 号 及 同附

10

事業の認定

第十二条 ところにより、 模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定める を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規十二条 東京地下鉄株式会社は、前条第一項第五号の規定による助成 けることができる。 ついて同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受 事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、 当該事業に

照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切である かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に関し必要なその他の事項に て、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目 第一項第五号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、 国土交通大臣は、 (以下この条において「中期目標」という。) において定める前条 前項の規定による認定の申請があった場合におい

> る旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。 三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされ 号中「第十三条」とあるのは「第十三条、附則第十一条第一 及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、 なおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一 条第一項第一号から第三号までの業務並びに同条第五項の規定により 第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは 並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十 の効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務 附則第十一条第一 れらに附帯する業務」と、 項第四号の業務及び同条第五項の規定によりなおそ 同項第四号中「業務」とあるのは 「業務並びに附則第十一 一条第三項の業務」と、 項第八号 項及び第 一条第一

9

(事業の認定)

第十二条 けることができる。 ついて同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受 ところにより、 模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定める を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規 東京地下鉄株式会社は、 事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、 前条第 項第四号の規定による助 当該事業に

かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に関し必要なその他の事項に第一項第四号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、 照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切である て、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目 国土交通大臣は、 (以下この条において「中期目標」という。) において定める前条 前項の規定による認定の申請があった場合に お

3 ないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中に定めた前項の基準に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由が国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標 期目標に照らして当該事業を前条第一項第五号に掲げる業務の対象と とができる。 することが適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すこ

と認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

4 • 5 (略)

> 3 ないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中に定めた前項の基準に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由が国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標 することが適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すこ 期目標に照らして当該事業を前条第一項第四号に掲げる業務の対象と と認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。 国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目

4 • 5

とができる。

(略)

 \bigcirc 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)

(傍線の部分は改正部分)

」を「並びに第十三条第三項」と、同項第三号」に改める。する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「「並びにこれらに附帯

附則第十一条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十

」を「並びに第十三条第三項」と、同項第三号」に改める。する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「「並びにこれらに附帯附則第十一条第八項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十